

会社も本人も得する！！ 60歳雇用の活用法

平成18年4月1日から法律改正により、段階的に65歳までの高齢者の雇用確保措置を定めることが「義務化」されました。

とはいえ「具体的な企業の対応方法は」というと、「？」となってしまうのではないのでしょうか？このテーマは年金などいろいろな制度が絡み合い、極めて「複雑」だからです。

このテーマには、**ポイント**が2つあるんです。

- ① 国は60歳以降の継続雇用に力を入れていて、様々なバックアップ制度があります。
→在職老齢年金・高年齢雇用継続給付金・継続雇用定着促進助成金
これらを上手に利用すると、会社も従業員も「年間何百万円も」得をします。(現在65歳までの継続雇用制度導入で、210万円(500人以上の会社)～45万円(10人未満の会社)支給する助成金があります)
- ② 定年後の処遇を決めるためには、会社側も従業員もいろいろな事情があり、これらを考慮した制度作りが必要。
→会社側からすると「希望者全員」を65歳まで雇用するのに抵抗感がありますし、従業員側も60歳以前の条件でバリバリ働くのはしんどいといった問題があります。
定年後の労働条件は自由に決めなおせるのか？という問題を解決すると、会社も従業員も「幸せ」です。

この2つのポイントを、「えっ、そんなんでもいいの？」と思えるほど**簡単**に解決していきます。(ここでは、〇の中身は言えません・・・)

結論その①

「高齢法改正対応は、〇〇〇〇導入がベストである」

結論その②

**「定年後の賃金は〇〇〇〇の〇〇〇が最適である」
(しかも、暗算でも計算出来ちゃうほど簡単・・・)**

今回のコンサルティングでは、社会保険労務士が貴社にご訪問し、実務運用方法をご説明し、しかも**就業規則改正**まで責任を持って行ないます。

そして、定年を迎える従業員の個別の従業員の労働条件の設定まで、**賃金シミュレーション**を用いながら具体的に確認しながら決めていきます。

<費用> 52,500円(消費税込み)

※この費用の中には助成金申請代行費用・高年齢雇用継続給付金の申請代行費用・「選定基準」を定める労使協定締結サポート費用は含まれておりません。委託を希望される場合は別途お申し付けください(料金の目安:助成金申請→支給請求額の20%、給付金→申請1回につき10,500円、「選定基準」労使協定締結サポート→従業員規模に応じ基準があります)。

<お申し込み・お問い合わせは>

社会保険労務士事務所 中小企業福祉労務協会 清水事務所

TEL: 0543-45-1056 FAX: 0543-47-5274

静岡市清水区押切782-4

ホームページ <http://www.roumukyukai.com/>